

令和元年度 徳島県ひとり親家庭等実態調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査の実施日

令和元年8月1日（前回調査は平成26年8月1日，全国調査は平成28年11月1日）

(2) 調査の対象

県内の児童扶養手当受給資格者等のうち，母子家庭1,156世帯，父子家庭114世帯及び（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会会員のうち寡婦100世帯を対象に調査を実施。このうち，母子家庭245世帯(21.2%)，父子家庭23世帯(20.2%)，寡婦81世帯(81.0%)から得られた有効回答を集計。

2 結果の概要

【ひとり親世帯等の状況】

	母子世帯	父子世帯	寡婦
1 世帯数等	8,039世帯 (8,678世帯)	957世帯 (1,145世帯)	1,098人 (1,884人)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 91.4% (89.1%) 死別 1.2% (0.8%)	離婚 87.0% (93.3%) 死別 4.3% (5.2%)	離婚 64.2% (25.8%) 死別 33.3% (73.4%)
3 平均年齢	40.4歳 (38.1歳)	41.6歳 (43.6歳)	56.5歳 (63.9歳)
4 就業状況	93.9% (86.3%)	91.3% (92.2%)	86.4% (65.0%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	50.6% (40.1%)	56.5% (55.7%)	24.7% (23.6%)
うち 自営業	2.4% (4.3%)	21.7% (18.2%)	12.3% (21.1%)
うち パート・アルバイト等	28.6% (37.1%)	8.7% (13.0%)	34.6% (14.6%)
5 平均年間収入 [母，父又は寡婦自身の収入]	260万円	294万円	270万円
6 平均年間就労収入 [母，父又は寡婦自身の就労収入]	231万円	261万円	244万円
7 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	333万円 (218万円)	379万円 (262万円)	430万円 (275万円)

※（ ）内の値は，前回（平成26年度）調査結果を表している。

※「世帯数等」は，母子世帯及び父子世帯については，こども未来応援室調べ（平成31年（平成26年）4月1日現在），寡婦については，平成31年（平成26年）1月1日現在の（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会会員数。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は，平成30年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については，原則として，「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は，分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

(1) 相談支援体制について

- 前回調査から制度や相談窓口の認知度は高まっている傾向にある。

【制度、相談窓口等の認知度】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)	全体(同)
制度全体	63.8%(37.0%)	56.8%(21.7%)	75.1%(68.7%)	65.2%(44.6%)
市町村福祉関係窓口	79.1%(－%)	76.2%(－%)	85.5%(－%)	80.3%(－%)
県市福祉事務所	64.1%(－%)	68.2%(－%)	80.3%(－%)	70.9%(－%)
母子・父子自立支援員	72.0%(45.9%)	70.0%(－%)	77.4%(79.2%)	73.1%(62.5%)

- 母子・父子世帯の福祉制度等の情報入手先は、半数以上が県・市町村の相談窓口や広報誌からとなっている。また、母子世帯、父子世帯ともに前回調査よりインターネットなどから情報を得ている割合が増加している。

【福祉制度の情報入手先】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)
県・市町村の窓口	44.5%(45.2%)	45.7%(37.6%)	18.0%(26.2%)
市町村の広報誌	17.4%(12.9%)	14.3%(13.5%)	13.7%(11.2%)
インターネット(SNS等含む)	11.3%(8.8%)	11.4%(5.1%)	5.0%(1.9%)
知人・隣人	10.5%(17.3%)	14.3%(24.2%)	9.4%(8.4%)

(2) 就労状況について

- ひとり親の9割以上は就労しているが、特に母子家庭の母はパート・アルバイト等の非正規雇用の割合が高く、不安定な就労形態にある。

【ひとり親等の就労率と就労形態】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)
就労している	93.9%(86.3%)	91.3%(92.2%)	86.4%(65.0%)
うち 正規の職員・従業員	50.6%(40.1%)	56.5%(55.7%)	24.7%(23.6%)
うち パート・アルバイト等	28.6%(37.1%)	8.7%(13.0%)	34.6%(14.6%)

- 仕事内容別の平均就労収入は、「専門的・技術的職業従事者」が最も高く、資格や技能の習得が所得増大と密接に関わっている。

【就労しているひとり親の仕事内容別平均就労収入(上位3種)】

母子世帯		父子世帯	
専門的・技術的職業従事者	332万円	専門的・技術的職業従事者	430万円
建設・採掘従事者	260万円	事務従事者	430万円
事務従事者	234万円	農林漁業従事者	400万円

(3) 子どもの状況について

- 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯とも「大学・大学院」が最も多く、前回調査よりもその割合が増加しており、高等教育機関への進学ニーズが高まっている。

【子どもに関する最終進学目標】

	母子世帯（前回）	父子世帯（同）
大学・大学院	44.5% (42.1%)	47.8% (34.6%)
短大	2.9% (4.6%)	13.0% (1.8%)
高校	23.7% (29.0%)	30.4% (44.2%)
中学校	0.8% (0.4%)	0.0% (0.0%)

- 子どもの相談相手は、母又は父自身、祖父母・親戚、友だちが多くなっている。

【子どもの相談相手】

	母子世帯	父子世帯
母又は父	28.4%	34.1%
兄弟・姉妹	10.4%	4.9%
祖父母・親戚	24.3%	34.1%
友だち	25.4%	14.6%
学校の先生	10.0%	12.2%

（４）親子や周囲との関わりについて

- ひとり親が仕事から帰宅する時間は、午後6時以降午後8時までが多くなっており、**保育所等の送迎に困難が生じたり、子どもが一人で過ごしがちな状況**が生まれている。

【帰宅時間】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
午後6時以前	39.6% (46.1%)	40.0% (35.8%)
午後6時～8時	40.9% (33.5%)	46.7% (34.1%)
午後8時以降	6.5% (6.0%)	0.0% (13.3%)

- 相談相手がないと回答した割合は母子世帯の母よりも父子世帯の父が高く、特に父子世帯の父は**悩みを抱え込み、孤立しやすい状況**にある。

【相談相手の有無】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
相談相手がない	22.8% (20.0%)	36.4% (44.3%)

（５）子育て、生活の状況について

- 本県では、親族等と同居している世帯の割合の方が、母子のみ、父子のみの世帯よりも多く、親族等の手助けを必要としている世帯が多い。また、父子家庭の方がよりその傾向が強い。

【世帯構成】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
母又は父と子のみ	38.8% (61.3%)	21.7% (48.8%)
同居者あり	61.2% (38.7%)	78.3% (51.2%)

- 平均世帯人員は母子世帯，父子世帯とも4人を上回っている。

【世帯人員】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
平均世帯人員	4.15人(3.29人)	4.48人(3.65人)

- 母子世帯の4割，父子世帯の5割が，子育て支援の必要性が高い，小学生以下の子どもがいる世帯となっている。

【子どもの状況】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
小学校入学前	15.2%(14.5%)	12.2%(8.2%)
小学校	28.6%(30.2%)	39.0%(26.8%)

(6) 経済状況について

- 児童扶養手当，医療費助成制度については認知度は高いが，**母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については，特に父子の認知度が低い状況にある。**

【制度の認知度】

	母子世帯(前回)	父子世帯（同）	全体（同）
児童扶養手当	98.3%(99.5%)	95.7%(98.2%)	94.7%(97.6%)
ひとり親家庭等医療費助成制度	93.0%(59.9%)	80.8%(52.2%)	81.5%(60.9%)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	64.7%(42.2%)	38.1%(- %)	60.4%(64.3%)

- 世帯の平均年間収入を平成30年国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得（743.6万円）を100として比較すると，母子世帯で44.8，父子世帯で51.0となっており，**ひとり親世帯は経済的に厳しい状況に置かれている。**

【世帯収入等の状況】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
平均年間収入 [母又は父自身の収入]	260万円（243万円）	294万円（420万円）
平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	231万円（200万円）	261万円（393万円）
平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	333万円（348万円）	379万円（573万円）

- 養育費の取り決めについては，前回調査よりは改善傾向にあるものの，依然として半数以上の世帯で取り決めがなく，養育費確保がなされていない状況にある。

【養育費の取り決め状況】

	母子世帯（前回）	父子世帯（同）
取り決めなし	51.3%(54.5%)	59.1%(84.1%)

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

1 設置目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定にあたり、関係者の意見を計画に反映させるため、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に関する事項について、意見を述べる。

3 組織

- (1) 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表し、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 庶務

委員会の事務局は、徳島県県民環境部次世代育成・青少年課こども未来応援室に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は令和元年7月18日から施行する。

別表

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員

氏名	役職等
天羽 浩司	徳島県社会福祉協議会 事務局長
井上 史	徳島県母子・父子自立支援員連絡協議会 会長
梅川 和佳奈	公募委員
浦山 恵美	神山町健康福祉課 課長
大山 百合子	公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 会長
上地 大三郎	徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 母子福祉資金審査部会 部会長
木村 直子	学識経験者
椎野 武徳	学識経験者
白草 千鶴	学識経験者
田村 喜彦	徳島労働局職業安定部訓練室 室長
永穂 とも美	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 パーソナルサポート事業部 部長
速水 克彦	徳島県民生児童委員協議会 会長
宮本 和幸	徳島市子育て支援課 課長
安村 麻里	公募委員
山崎 健二	徳島県児童養護施設協議会

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画

令和2年3月発行

編集・発行 徳島県県民環境部次世代育成・青少年課
〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL : 088-621-2731

FAX : 088-621-2843

E-mail : jisedaiikuseiseisyounenka@pref.tokushima.jp